

4 地域包括ケアに向けたサービスの充実

現状と課題

いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる平成 37 年（2025 年）には、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるため、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

そのため、地域の自主性や主体性に基づき、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者や家族に対する効果的かつ効率的な支援等を可能としなければなりません。

今回の介護保険制度改正では、少子高齢化が進展していく中、要支援者等の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、現行の予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる事業として、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行することとなります。

また、これまでの介護予防事業について、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、すべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」に見直すこととなっており、これら「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」について、新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として、市町村が実施することとなります。

また、今回の予防給付の見直しと合わせて、多様なサービスが創出されるような取り組みを推進していくことが必要となり、地域の支え合いの体制づくりを推

進するための生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様なサービス主体による協議体の設置について、生活支援体制基盤整備事業として制度化されました。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）については、多様な取組みのコーディネート機能を担い、地域資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチングの機能を果たすこととなり、また、協議体については、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進することとしており、参画組織としてはNPO、民間企業、協同組合、ボランティア団体、社会福祉法人等が想定されています。

今後、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等による多様なサービスの確保、元気な高齢者を始めとした高齢者が担い手として積極的に参加する支援まで、地域の実情に応じて、計画的にサービスの多様化を図っていく必要があります。

要支援者等に対するサービスの充実を図るとともに、重度の要介護者、認知症の高齢者が今後増加していくことが予測されているため、このような高齢者の在宅生活を支えるためには、通常の訪問介護や通所介護等に加え、利用者の日常生活全般を支えるため、毎日必要に応じて複数回利用者と接することが可能な介護保険サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）や生活支援サービスの普及が必要であり、これを実現するための適切なマネジメントの普及が必要です。

本市においては、平成22（2010）年10月の国勢調査によると、65歳以上の人がいる世帯のうちひとり暮らし世帯が41.1%（全国24.8%）と、とりわけひとり暮らし高齢者の世帯の割合が多く、介護保険制度における要介護・要支援状態ではない高齢者であっても、在宅で生活するためには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

そのような高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするには、介護保険サービスやそれ以外の生活支援サービスの充実が重要です。

今後の取組み

ア 新しい総合事業等によるサービスの充実・強化

介護保険制度改正に基づき、要支援者に対する訪問介護・通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行することになっており、今後は、より地域に密着したサービス提供と、多様な事業実施主体によるサービス提供により、高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めることが重要です。

また、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による多様なサービスの充実に向けて、本市における制度設計に取り組んでいく必要があります。

そこで、平成27(2015)年度から

- ・住民組織やNPOなど、生活支援サービスの多様な実施主体の養成や、不足するサービスや支援の創出等を行う生活支援コーディネーターの配置
- ・多様な主体間での定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進するための協議体の設置
- ・多様な実施主体による生活支援サービスの提供
- ・上記生活支援サービスの介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの役割検証のための体制強化

をモデル的に実施し、評価検証を行い、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中での新しい総合事業の創設及び全市展開に向けて取り組んでいきます。

イ 介護給付等対象サービスの充実

介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組んでいきます。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅サービス、施設サービスをどう充実していくか、中長期的な視点をもって方向性を提示します。

とりわけ、重度の要介護者の在宅での生活を支えるために重要とされている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「複合型サービス」については、整備について十分に検討し、事業者の参入促進に

取り組んでいきます。

また、地域密着型サービス事業者の指定等の事務の運営に当たっては、利用者や被保険者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、事務の公平・公正な運営を確保するように取り組んでいきます。

ウ 介護保険サービスの質の向上と確保

介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されております。この制度は都道府県事務として運営されており、大阪府ではホームページを通じて情報提供を行っています。

また、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護にかかる外部評価結果については、事業所が所在する*区保健福祉センター及び*地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

大阪市では、地域で生活支援等を行う事業者からサービス内容等に関する情報の提供を受け、公開します。

介護サービスの適正化

介護サービスの適正化について、平成 20(2008)年 3 月に大阪府と市町村が作成した「大阪府介護給付適正化計画」(第 1 期)に引き続き、平成 23(2011)年 10 月に「第 2 期大阪府介護給付適正化計画」を作成し、計画目標に沿って、要介護(要支援)認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修の適正化・介護給付費通知の送付・医療情報との突合・縦覧点検を行い、介護報酬請求の適正化につとめています。

現在、国において「第 3 期介護給付適正化計画に関する指針」の策定準備を進めており、その後、指針に基づき、大阪府は「第 3 期大阪府介護給付適正化計画」を策定し、大阪府の実情に応じて目標を設定するなどにより、引き続き介護給付の適正化に努めます。計画に定めた目標に沿って、より良いサービスが提供されるよう事業者を指導します。

サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・助言に取り組むとともに、福祉サービスを提供する事業者については、利用者の安心・信頼を獲得するため、質の向上を図ることが重要であることから、第三者機関評価の利用促進に努め、自ら提供するサービスの質の評価を行い常に改善を図るよう周知します。

個人情報収集及び提供にあたっては、高齢者の権利擁護の観点に立ち必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要であり、個人情報保護法、個人情報保護条例、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を踏まえ、関係機関間で情報共有します。

介護支援専門員の質の向上

高齢者の自立支援の観点からは、適正な*ケアプラン（居宅サービス計画）に基づいたサービス提供が必要であり、ケアプランを作成する*介護支援専門員の果たす役割は大変重要となっていることから、介護支援専門員の資質・専門性の向上のために事業所ごと、*介護支援専門員ごとに届出を義務付ける二重指定制度や資格の更新制とともに体系化された研修を各都道府県で実施します。また、介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するために、ケアプランの内容が適切かどうかの「ケアプラン点検」の強化を行うと共に地域全体の介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施を目指す「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。

また、*地域包括支援センターには、*主任介護支援専門員を配置し、地域の介護支援専門員に対する日常的個別相談や支援困難事例等の相談を受け、サポートを行うことや、地域の介護支援専門員のニーズに応えた研修の開催や情報の提供、地域での*ケアマネジャーのネットワークの構築、各区の居宅支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図るなど環境の整備を行い、*包括的・継続的マネジメント事業を展開しています。

公平・公正な要介護（要支援）認定

介護保険制度では、要支援・要介護度によって保険給付の限度額が異なるため、公平・公正な要介護（要支援）認定を行うことがきわめて重要であり、要介護（要支援）認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるよう大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に*認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。

また、平成 24（2012）年に「*大阪市認定事務センター」を開設し、要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上に努めております。

エ 在宅福祉のための福祉サービスの充実

在宅で暮らしておられる高齢者に対する介護保険サービス以外の生活支援サービスとしては、食事サービス（ふれあい型、生活支援型）、日常生活用具の給付、寝具洗濯サービス、緊急通報システム等のサービスがあります。

食事サービスについては、ボランティアが配食又は地域施設（老人憩の家など）で会食の世話をを行うふれあい型と、配食することによって高齢者の自立と生活の質を確保するとともに、利用者の安否確認を行う生活支援型のサービスを行っています。

日常生活用具の給付については、在宅の要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者用電話、自動消火器、電磁調理器、火災警報器の給付を行っています。

また、寝具洗濯サービスや緊急通報システムについても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の在宅生活を支援する観点から実施しています。

今後は、高齢者実態調査や各在宅サービス事業についてのニーズ調査の結果を踏まえ、事業のあり方を検討していきます。

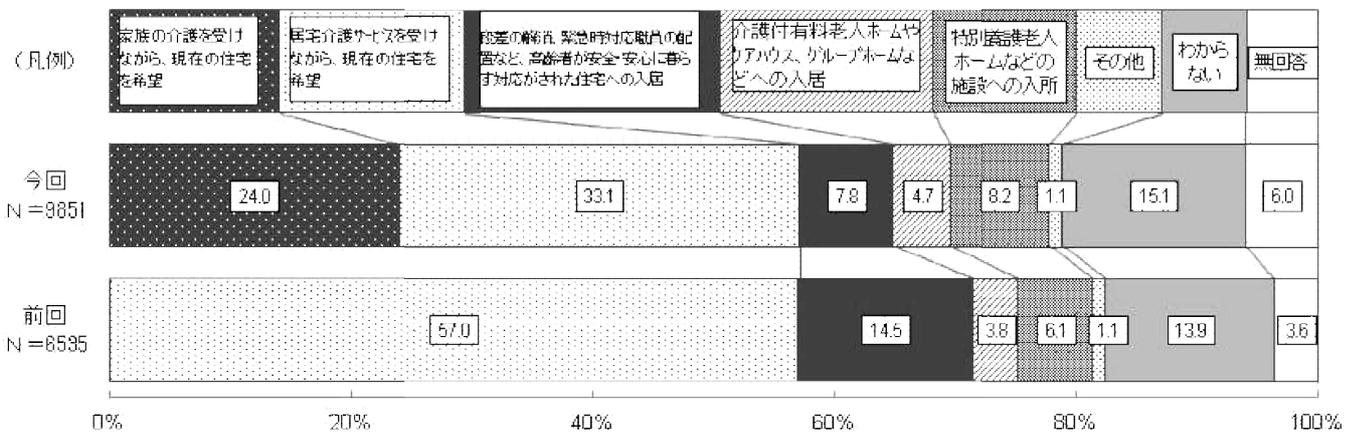
5 高齢者の多様な住まい方の支援

現状と課題

高齢者実態調査においては、介護や援護が必要になった場合の暮らし方について尋ねたところ、「介護保険サービスの居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が 33.1%と最も多く、「ご家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」の 24.0%とあわせると、『現在の住宅に住み続けたい』との回答は、57.1%となっていました。これは、3 年前の調査と同様に、現在の住宅に住み続けたいと回答された方が最も多い割合となっています。

なお、現在の住宅に住み続けたいという回答に次いで多いのは、「特別養護老人ホーム等への入所」と回答された方となっています。(図 - 4 - 1 参照)

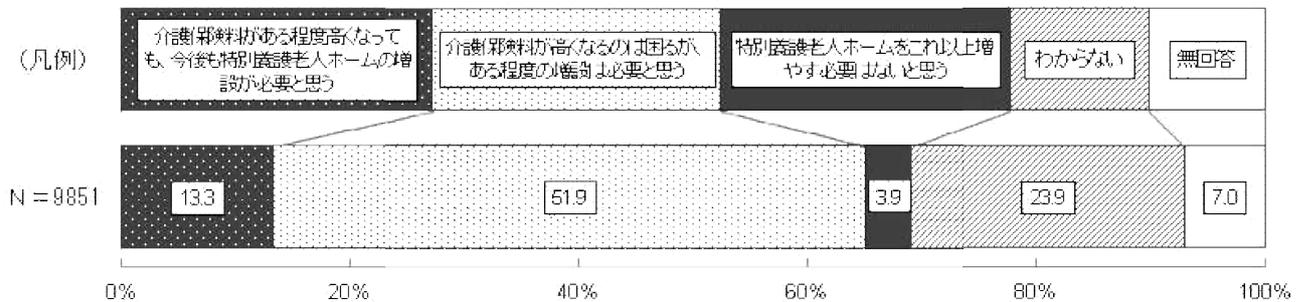
図 - 4 - 1 介護や援護が必要になった場合の希望する暮らし方



(出典：「高齢者実態調査(本人調査)」平成 26(2014)年 4 月 大阪市)

介護や援護が必要になった場合の暮らし方について、現在の住宅に住み続けるとの回答に次いで多かった特別養護老人ホームの今後の整備について尋ねたところ、「介護保険料が高くなるのは困るが、ある程度の増設は必要と思う」が 51.9%と最も多い回答となっていました。次いで、多い回答であった「介護保険料がある程度高くなっても、今後も特別養護老人ホームの増設が必要と思う」も含めると、特別養護老人ホームの増設の必要性を感じている方の割合は、65.2%となっています。(図 - 4 - 2 参照)

図 - 4 - 2 特別養護老人ホームの整備に関する考え



(出典：「高齢者実態調査(本人調査)」平成 26(2014)年 4月 大阪市)

このような状況から、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」、「住まい」への住み替えや、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。

住宅は生活の基盤であり、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る必要があります。高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、「*高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)」が平成 13(2001)年 8月に施行されました。

同法に基づき、高齢者の入居を拒否しない住宅を登録し、その情報を広く提供する「高齢者円滑入居賃貸住宅制度」等が創設され、平成 23(2011)年には

バリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談サービスの提供を必須とする「*サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

このサービス付き高齢者向け住宅については、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供するものも多く、これらのサービスや家賃など住宅に関する情報が開示されることにより、高齢者が自らのニーズにあった住まいを選択することが可能となっています。

このサービス付き高齢者向け住宅については、国において建設費補助などにより、供給が促進されています。

平成 26 年 9 月 1 日時点で、本市におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録は 100 件で登録業務及び指導監督業務を住宅部局と福祉部局が連携して行っています。

また、国においては、平成 19 (2007) 年 7 月に、「*住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(通称「住宅セーフティネット法」)を公布し、高齢者や障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給促進を図り、生活の安定向上と社会福祉の増進を図ることとしています。

こうしたなか、大阪市では、建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進しています。また、高齢者世帯向けの入居者募集を行うなど市営住宅における*高齢化への対応を進めています。さらに高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた取り組みを行っています。

今後とも、これらの住宅施策の推進を図るとともに、地域における高齢者の生活支援体制や在宅支援サービス等福祉施策との連携が重要となっています。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備については、建築工事費の急激な高騰などの影響により、一部工事の遅れが出ているところですが、第 5 期計画における必要な整備量については確保できるめどがついています。

一方、施設整備においては、施設の少ない市内中心部での整備が進まず、比較的整備がしやすい周辺部に偏りつつあります。

*介護療養型医療施設については、平成 23 (2011) 年度末で廃止されることとなっておりましたが、介護療養病床からの転換が進んでいないことを踏まえ、国において介護保険法の改正が行われ、現在存在するものについては平成 29 (2017) 年度末まで転換期限が猶予されています。

認知症対応型共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについては、行政区を 1 圏域とする*日常生活圏域ごとの*必要利用定員総数を定めて指定を進めてきましたが、1 圏域ごとの必要利用定員総数は、達成していませんが、大阪市全域では、概ね達成する見込みとなっております。

また、特定施設入居者生活介護については、高齢者の多様なニーズに応じた居住形態とそれに付随する介護保険給付サービスの確保、またその質の向上を図る必要があることから、サービス目標量の拡大を行いました。第 5 期計画において設定したサービス目標量は概ね達成する見込みとなっております。

(表 - 4 - 1 参照)

表 - 4 - 1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護の整備の推移

	23 年度(A)	26 年度(B)	B/A
特別養護老人ホーム	9,239 人	10,429 人	1.13
介護老人保健施設	5,943 人	6,782 人	1.14
認知症高齢者グループホーム	2,495 人	3,163 人	1.27
特定施設入居者生活介護	3,983 人	6,134 人	1.54
高齢者人口	595 千人	644 千人	1.08

(福祉局調べ)

各施設の定員については 4 月 1 日現在

今後の取組み

ア 多様な住まい方の支援

高齢者の生活を地域で支えるためには、住み慣れた地域において、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要です。

また、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと安全が保持された「住まい」が確保され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」が提供されることが基本となり、その上に「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの基礎となる「住まい」は、高齢者のそれぞれの所得、家族構成、健康状態等様々であり、これらの多様なニーズに応じた居住形態の確保や住み替えを進めるため、支援施策を展開することが必要です。「住宅」か「施設」かといった従来の考え方による区分だけではなく、多様な居住形態とこれに付随するサービスの確保と質の向上が必要です。

このため、市営住宅における*高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

また、今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が高齢者の標準的な世帯類型になると予想される中、高齢者が安心して暮らしていけるよう、さまざまな施設・居住系サービスとの関係を整理し、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討します。

《多様な居住形態・サービス》

施設等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、 有料老人ホームの整備 等
市営住宅	高齢者世帯向けの入居者募集、 高齢者ケア付住宅の入居者募集 等
民間住宅	サービス付き高齢者向け住宅の整備 等

サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正なサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導監督を行います。

さらに、市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手して多様な住まい方を選択することができるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

なお、高齢者の住まいに関する情報の提供等が身近な窓口で行なえるように検討します。

イ 高齢者の居住の安定に向けた支援

建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についても*バリアフリー化を推進します。また、高齢者世帯向けの入居者募集や、*高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、*NPO等の団体に市営住宅の1階空き住戸を提供するなど、市営住宅における高齢化への対応を進めます。

民間住宅においては、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や当該住宅を斡旋する不動産店や、契約手続きの立会など入居の円滑化および相談対応など居住の安定確保に係る支援を行う団体等の情報提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」を実施するなど、関係団体と連携し、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、高齢期における身体機能の低下に対応し、既存の住宅の改築・リフォームによる*バリアフリー化を促進するため、住宅改修に対する支援を行います。

ウ 施設・居住系サービスの推進

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）については、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られることとなります。このため、新たに入所する方については原則要介護 3 以上となりますが、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められることとなります。

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、新設にあたっては、引き続き*個室・ユニット型での整備を進めるとともに、既存施設の個室・ユニット化改修についても国の交付金を活用して、支援します。

また、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が著しい状況となっている施設があることから、運営法人の意向を踏まえ、計画的に建替えを実施します。

介護老人保健施設

介護老人保健施設については、要介護認定者数の増加等にあわせて必要な整備をすすめます。なお、全室個室で 10 人程度のグループで家庭的なケアを行う個室・ユニット型の施設整備を基本として進めますが、*従来型での整備（改修を含む）も可能とします。

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の廃止猶予の期限が平成 29（2017）年度末までであることから、介護療養型医療施設は、すべて転換することを基本とします。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者が引き続き増加することが予想されるため、そのニーズに対応するため*日常生活圏域ごとの*必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行うこととし、一層事業者参入の促進に努めます。

特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、第 6 期においても特定施設入居者生活介護のサービス目標量の拡大を行い、新たな事業者の参入の促進を図ります。

また、サービスの質を確保するため、事業者の指定・指導を行います。

養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らしや低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。

また、平成 18（2006）年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けて手続きを行います。

軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築の検討を進め、必要な支援を行います。

エ 住まいに対する指導体制の確保

高齢者の住まいについては、適切な運営が行われるよう、引き続き介護保険法及び老人福祉法等に基づいて定期的に指導を行っていきます。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、施設運営の向上に資するため、平成 25 年度から年 1 回、施設における自主点検を実施しています。

高齢者の住まいは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のほか、一般の高齢者用賃貸住宅等も増加しています。

このような住宅には、食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅と同じような運営を行っているものもあるため、混同されやすい状況にあります。

このような住宅については行政の指導権限がないため、虐待や困り込み、金銭搾取等の問題が発生しています。

法的位置付けのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護保険サービスの提供確保の観点から、居住者に介護保険サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行っていきます。